J60745-2-17(H14)

手持ち型電動工具の安全
パート２：ルーター及びトリマーの個別要求事項

この電気用品の技術上の基準を定める省令第２項の規定に基づく基準は、
ＩＥＣ　６０７４５－２－１７（１９８９）に対応している基準である。

手持ち型電動工具の安全
パート２：ルーター及びトリマーの個別要求事項

１． 適用範囲

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

1.1 置換：

この規格はルーター及びトリマーに適用する。

２． 用語の定義

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

2.2.23 置換：

通常負荷とは、１分間の連続運転期間と工具のスイッチを切る１分間の休止期間から成る各サイクルで、工具を間欠的に運転した時に得られる負荷をいう。連続運転期間中に加える負荷は、定格入力に等しい入力（W）でなければならない。

渦電流ブレーキを使用して負荷をかける場合、その始動特性のために供試サンプルに非現実的な負荷がかからないように保証しなければならない。

通常負荷は定格電圧又は定格電圧範囲の上限に基づいている。

追加定義：

2.2.101 ルーターとは、木材に穴を開ける又は木材の縁を形削りするための適当な回転カッターを取り付けるように設計された工具をいう。

ルーターは使用中に工具を制御するのに役立つ一つ以上のハンドルをもつことができる。

2.2.102 トリマーとは、基板に固定されるプラスチック積層板、木材合板、又はこれに類するものの縁を切り込んで仕上げるための適当な回転カッターを取り付けるように設計された工具をいう。

トリマーは通常は工具の器体を握り、追加ハンドル又は握り部分をもたない。

３． 一般要求事項

パート１のこの項目を適用する。

４． 試験に関する共通事項

パート１のこの項目を適用する。

５． 定格

パート１のこの項目を適用する。

６． 分類

パート１のこの項目を適用する。

７． 表示

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

7.1 追加：

さらに、ルーター及びトリマーには下記の表示をしなければならない。

－ 無負荷速度（回転数／分）

7.13 追加：

工具に取り付けられるカッターのタイプの詳細を取扱説明書に明示し、工具の速度に適した適正な軸部径のビットを使用する必要性に対する注意を説明書で喚起しなければならない。

その取扱説明書にコレットに取り付けられるビット軸部の径に関する情報も示されなければならない。

8. 感電に対する保護

パート１のこの項目を適用する。

9. 始動

パート１のこの項目を適用する。

10. 入力及び電流

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

10.1　適用しない。

11. 温度上昇

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

11.2　修正：

通常負荷に規定された条件の下で工具を30分間運転する。最後の運転期間の終了時に温度上昇を測定する。

12. 漏洩電流

パート１のこの項目を適用する。

13. 無線及びテレビ妨害抑制

パート１のこの項目を適用する。

14. 耐湿性

パート１のこの項目を適用する。

15. 絶縁抵抗及び耐電圧

パート１のこの項目を適用する。

16. 耐久性

パート１のこの項目を適用する。

17. 異常運転

パート１のこの項目を適用する。

18. 機械的危険

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

追加項：

18.101　定格入力が700Wを超える又は質量が２kgを超えるルーターには２つのハンドルを備えなければならない。

他のルーター及びトリマーについては、一つのハンドルで十分とみなされる。

ハンドルは不注意により使用者の手が回転部と接触する危険を最小限に抑える形状又は配置でなければならない。

たとえば回転深さゲージといった、工具を運転しながら再調整できる調整要素は工具との接触が回避されるように配置しなければならない。

不注意による使用者の手の接触は、たとえば、ハンドルの握り部分の工具の器体に隣接する端部に適当な覆い、又は障壁が設けられれば、十分に防止されるとみなす。

モーターの外枠は、適切な形状であれば、ハンドルとみなすことができる。

ルーターのベースプレートは不注意によるカッターとの接触を防止するようにカッターを囲まなければならない。

適否は目視検査により判定する。

ルーターの質量はたとえばマンドレル、カッター、並びに可撓ケーブル又はコードといった付属品なしに測定する。

追加項：

18.102　定格電圧又は電圧範囲の上限における出力軸の無負荷速度は、定格無負荷速度の110％以下でなければならない。

適否は工具を15分間無負荷運転した後に出力軸の速度を測定することにより判定する。

19.　機械的強度

パート１のこの項目を適用する。

20.　構造

パート１のこの項目を適用する。

21.　内部配線

パート１のこの項目を適用する。

22.　部品

下記を除き、パート１のこの項目を適用する。

22.2　追加：

使用していない時にカッターを保護するばねガード又はベースをもたないルーター及びトリマーは、操作部を放すと自動的に電源を遮断する電源スイッチをもたなければならない。

23.　電源接続並びに外部可撓ケーブル及びコード

パート１のこの項目を適用する。

24.　外部電線用端子

パート１のこの項目を適用する。

25.　アース接続

パート１のこの項目を適用する。

26.　ねじ及び接続

パート１のこの項目を適用する。

27.　沿面距離、空間距離及び通し絶縁物距離

パート１のこの項目を適用する。

28.　耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート１のこの項目を適用する。

29.　耐腐食性

パート１のこの項目を適用する。

附属書

パート１の附属書を適用する。